

第8回登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会 都市調和部会 議事録

- ◆ **開催日時** 平成26年10月6日(月) 18:30 ~ 20:00
- ◆ **開催場所** 登別市役所 第1委員会室
- ◆ **出席部会員**

部会長	長部 正之
副部会長	西尾 拓也
部会員	荒川 昌伸
	林田 康光
	谷崎 博美
	中川 信市
	山谷 桂司(市庁内検討委員会 部会長)
	【都市整備部次長】
	宮崎 修(市庁内検討委員会 副部会長)
	【都市計画・公園グループ総括主幹】
- ◆ **事務局**

	上野 雄司【総務部企画調整グループ企画主幹】
	打田 知之【総務部企画調整グループ主査】
- ◆ **議題** 第4章体系図の検討について

《部会長》

時間になりましたので始めさせていただきます。まずは事務局のほうからお願いします。

《事務局》

第7回の部会は、コンパクトシティについて、昭和株式会社よりお話をお聞きしたところですが、本日の部会より体系図の検討を進めることとしております。

第1節の施策Ⅰの『計画的な都市空間づくり』については、コンパクトシティの勉強会を踏まえて体系図のほうをしっかりと検討することとしております。

また、Ⅱの『地域景観の形成』については、市の方から資料としてお出ししました『景観とみどりの条例』の素案を皆さんに読んでいただき、さまざまな議論をしました結果を踏まえ、ここについても体系図をしっかりと検討することとしています。

もう1点ですが、『景観とみどりの条例』の緑化に関わる部分として、第2節の施策Ⅰ、施策の基本的な方向の一つ目の『公園・緑地等の創出と保全』についても、条例の素案を見た中で、この施策の方向性や主要な施策などを検討することとしています。

本日の部会の進行につきましては、この3点について、それぞれ体系図を先頭から振り返りながら、体系図に示す内容はこれでよいのか、または、見直したほうがよいのはいいか、もしくは、体系図の内容はよいが、こういった考え方を提言として盛り込みたいというように内容を頭出ししていきたいと考えていますので、お願いいたします。

《部会長》

本日は体系図の見直しをしていくということですが、私の方で、これまで皆さんと話し合いをしてきた内容を整理してきています。

今、お配りしたプリントが内容の整理ということになりますが、1点目として、基本計画に立地適正化計画を盛り込めということなので勉強会をしたところです。

私の方で勉強をしてきました内容としまして、

まず、平成25年3月に国土交通省が発行した『小さな拠点づくりガイドブック』ですが、内容については、コンパクトシティの考えに基づくまちのつくり方という資料が出ていまして、以前に、給食サービスエリアを設定し、まちの中に人が集まる仕組みを作っては、とお話した部分についてもこの資料に掲載されています。

また、登別市都市計画マスタープランでもコンパクトな市街地の形成、歩いて暮らせるまちづくりという内容が書かれています。

次に、経済産業省が作成した「買い物弱者を支援していくため」という資料は、流通とまちづくりをどのように進めたいのかというものでして、この中には部会の検討にありましたコミュニティバスなどの話が載っており、国から示される資料と合致するような形で話し合いが進められてきたと思います。

例えば、現時点で立地適正化計画というものを作成するというよりは、立地適正化計画等の国の動きに従いながら登別市も進めるというニュアンスを残して、施策の考え方にあてはめられたらと思います。皆さんどう思いますか。

《部会員》

それでいいと思います。

国でも、立地適正化計画のモデルケースの立ち上げに動いているとの情報もありますので、これを検証した結果などを踏まえたうえで、判断するスタンスでよいと思います。

《事務局》

前回、昭和株式会社のお話を聞いた中で、講師の秋山さんの発言などを聞きますと、登別市は、そもそもそれなりにまとまった都市形成がされているということで、ある程度の評価を受けたと思います。

まちの形成としては、きちんと区域ごとにできていて、ある程度コンパクトに地形などの要件も踏まえて形成されている状況にありますが、国が掲げる立地適正化法に照らし合わせていくと、なかなかこの地形をとどめていくのは難しいのかもしれない、という話も前回の講話の中であったと思います。

また、都市計画マスタープランについても、昭和株式会社である程度読み解いた中では、国が目指そうとしているコンパクトシティの概念をよくとらえている、という評価は頂いたところです。

これを踏まえて、第3期の体系図案というのを見たときに、今、お話の中心となっている立地適正化法は、コンパクトなまちづくりを実際に推し進めていくための一つの手段であると考えられます。

そういったことを踏まえ、体系図の書き振りはどうなのかというのを、見ていただければと思います。

《部会長》

体系図の主要な施策や主要な施策の考え方に、何かこういった思いを入れたいなどありましたらご意見をお願いします。

《部会員》

行政の作る施策や計画には、利害関係の兼ね合いで言葉にだしにくい部分があると思いますので、無難なところにおさめているところがあると思いますが、そこを押し入って、施策等に特徴をつけていきたいです。

例えば、第2節施策Iの施策の基本的な方向1では『公園・緑地等の創出と保全』と書いていますが、「創出」というのは創り出すということで、再生するということですが、公園を造っても緑ではなくてグラウンドだったりします。

日本は国土面積の67%が森林であったりしますが、単一林を除くと47%に下がり、日本の森林を生態系の質で考えると20%くらいの違いがあります。

また、単一林に自然の多様性はなく、災害において崩れやすくなるとか、さまざまな問題があります。

ですから緑の質という観点が計画の中にあつたらいいと思います。

10年20年経ったときには、緑の質の考え方は変わってくると思います。

ドイツやスイスの景色がなぜよいのかというと、ドイツでは、1975年に連邦自然保護法を制定し、その観点から国土計画や土地利用計画などを考えていますので、まちには綺麗だとか、素敵だと感じる風景があると思いますし、文化的な財産を残しつつ、緑の質を求めている部分もあります。

海外では、雑草を生物多様性のために残している事例もあります。

多様性はある程度、緑のつながりを保たなければできないもので、この生き物が生きていくのにどれくらいの面積があつて、どれくらいの回廊があつたら生きられるのだろうかということも考えながら道路工事や建設工事を行っています。

例えば、ビオトープってありますけれども、ホテルなどは周りの緑と近くなければ近親交配になり、5年くらいで死滅してしまいます。

ですから、緑の回廊は近親交配を防ぐために必要なものです。

回廊は飛び地でもこの生き物だったら50メートル離れていても大丈夫ですとか、100メートル離れても大丈夫ですとか考えて、まちづくりをしている事例もあります。

ですから、本当に緑の質を考えていくときには、生物の多様性というのはどうしてもベースになってきますので、これらを理解したまちのつくりというのは非常に重要になってくると思います。

総合計画の中でエコアップっていう捉え方が書いてありましたが、ただ緑を保全するだけでなく多様性を保全するためには、そこまでやっていかなければならないと思います。

また、風のことを考えてまちづくりをしていかなければならないと思いますが、ドイツのシュトゥットガルトでは、盆地で空気が溜まる所に緑を連続的に配置して、まちを取り巻いていくことで、低い温度の空気が落ちてよどんだ空気をなおしますので、こういったことも都市計画も考えていかなければならないと思います。

緑の連続は、災害や組織の環境改善に役立つくるもので、質が悪いと多様性が確保されず途絶えてしまいますし、見かけだけの緑になってしまう捉え方があります。

ですから、緑の質をあげるということの基本があると、みどりの基本計画は話が進みやすいと思います。

《部会長》

これは、平野が広がっているとか地面が連続しているところにつくる考え方と海岸線に近いほうは人が住む区域でそこから山のほうに向かって、生物の多様性を守る区域をつくるという考え方でしょうか。

《部会員》

生物の観点と人間と一緒に生存していく観点で見ていきますので、環境が変わる所は保護していきます。

海岸線や川沿いは保護します。なぜなら、環境の移り変わりによって種の種類が多いからです。海も浅海5メートルから10メートルの深さに一番生物の種類が多いので、そういったものはできるだけ守っていくという考え方です。

私はこれまで、良質の自然の保護と土木工事と国土の形成をどうやれば調和がとれるのか、持続可能な開発をずっと考えていました。

この中で20年前に出会ったのが「ビオトープネットワーク」という捉え方と、それを生かした横浜市のエコアップという取り組みです。

横浜市では、わかりやすいように絵を入れて横浜市のまちづくりに緑のデータをどう入れるかが書いてあります。

例えば道路を整備するときには、このようにすれば緑の多様性や連続性が保たれます、というようなことを22年前に横浜市でやっていました。

これも種の多様性を考慮したまちづくりなので、ヨーロッパなどで学んで得た日本的なやり方です。

北海道は緑が多いので緑を大切に扱わない人がいると思いますが、緑がない都会ですと

か細かいところまで考えていかないと緑は残らないです。

《部会長》

今から15年ほど前に、獣道トンネルをつくって獣が往来を妨げないように、お金かけて工事するようになりました。

《部会員》

自然の状況を調査して、獣道が必要だから土木工事の中で獣道を作るという判断をされて、行われているものですね。

《部会長》

例えばトンネル掘ったときや、河川を分断するときの資材として使って道化粧といいますか、代替の資材使って残すなど、土木技術もかなり進んでいますよね。

《部会員》

そうですね。自然を壊した分だけ再生しようということです。

自然の損失を、道化粧を含めて種の中でどういう連続性があるって、ある場所を壊すことで負荷が高くなり、生物の多様性をとりにくくなってしまいますので、こういった場合の基本的な考え方があればよいと思います。

私は、緑の質を高めるときに生物の多様性の連続をつくって、文化的で知的な景観をもたせて、もう少し特徴のあるまちづくりはできないかなと思います。

緑の基本計画の中で書いていることは、質を考慮すれば、ほとんどそのまま施策に挙げられると思いますが、おそらく利害関係がありますので、実行にはなかなか打ち出せないと思いますから、それをどこまでやるかですね。

《部会員》

最初からガチガチいくと進まないの、質は少しの間置いておいて「かおり」だけつけてあげればいいのかと思います。

《部会長》

中身に入っていくと大変なので、そういった哲学をどう体系図に盛り込んでいけばいいのかということ考えたほうが話はスムーズに進むのかなと思います。

緑の質の話は、大切な話で「そこだけなくなったからもう一度つくりなおしましょう」ということは簡単にできないことなので、やはり市が大きな哲学をもって、しかも連続性を保つようにしていかなければならないことだと思うので、これはある意味、区域・区分よりも大きな話になります。

哲学をどう盛り込んでいくかということを整理して、盛り込んでいくことをしたほうが良いと思いますがどうでしょうか。

《部会長》

景観と緑の条例の提言書を少し後押しして、そういう哲学を用いやすいようなかたちの文言を含めていけば、今よりは哲学が解ってもらえるのかと思います。

解ってもらうためには、教育し、それを受け継いでいくことが大事だと思いますので、主要な施策の考え方で、何かそういうことを盛り込むことができれば、現状より哲学が皆に伝わりやすいと思います。

《部会員》

子供たちの環境教育のために、学校にビオトープを20平米でも30平米でも作ると、この考え方がどんどんわかってくると思います。

《部会員》

キウシト湿原を整備して、散策路をつくって、管理棟で学習させる仕組みを作り、広めていくスタイルのほうが伝わりやすいと思います。

小学生も授業であるところに行くと、1時間から2時間くらい周り、どのようなものがあるなど実際に見せるのもいいと思います。

《部会員》

キウシト湿原のような湿原は、この近辺にありませんし、北海道でも特異的で壊されつつあった環境を保全しているもので、これは良質な自然の保全なのです。

学校ビオトープは、「つくるもの」と「保全するもの」、「かかわってくるもの」とさまざまな捉え方ができます。

《部会長》

私も少し勉強したことがあります、とんぼ池の発想ですね。

池をつくっておいて、そこにさまざまな生物が寄ってきて、自然が復元されていくということですね。

《部会員》

子どもたちと、どのような種が戻ってきたのかとか、多様性がどう変化してきたのかですとか、それが3年後10年後と林になると。それを全国各地の学校でやられています。

《部会長》

私も部会員と同じで、哲学を伝えていくにはそういった工夫が必要だと思います。

主要な施策の「緑の保全と緑化の推進」には、市内の小中学校における景観学習を行い、景観認識を景観するなど、少しでも子供たちに伝わるようなものを含めていけたらよいと思います。

《事務局》

今、お話しいただいたことですが、広義的に考えると環境にも関わってきますが、基本計画の第2章では「環境への負荷の少ないまちをつくる」という頭出しがされています。

そこでは、施策の基本的な方向として「環境保全意識の醸成」ということが謳われていて、それに対する主要な施策として「環境教育の推進」ということが謳われています。

これらの主要な施策の考え方などについては、第2章を担当する市民部会または庁内検討部会の中で、さらに議論を深めていることかと思いますが、皆さんがおっしゃられた中身は、「環境に対する教育を推進します」ということで頭出しされています。

また、先ほどご提案いただいた、いわゆる緑の保全ですとか景観の保全に関する基本的な柱になる理念をしっかりとしなければならないということは、何章で謳いこんでいくとか、そういう問題はあるかと思いますが、私どもが第4章を検討する中でそういったお話があったことは、第2章にも共有される内容になってきますし、ご提案いただいた内容を具現化する一歩として、どの章や節、施策に謳いこんでいくっていうのは別としましても提言として受け止める形としたいと思います。

一つのテーマでも、さまざまところにリンクするところがありまして、例えば第2章では環境について謳っていますし、または第4章はまちづくりの中で、緑化や景観を保全していく考え方、また第5章では、教育に関係する部分を謳っていますので、一つの考え方が、さまざまな章に散りばめられる考え方というものもあるのかなと思います。

《部会員》

今の話に続いて、平成4年の埼玉県の役人が100人くらい集まって作ったものなのですが、土木工事や建設工事をやるときに、まちづくりをやるときにどういう工夫をしていくとよいのかということですけど、実は総合計画の最初の人にエコアップという考え方が載せられていますが、その部分と共通する部分になります。

先ほどの横浜の考えもそうです。

そういった視点で見ていくと、北海道にあったもので十分にできるのではないかと思います。ですから、そういう意味で4章につながってくるかなと思いました。

《部会長》

第4章第2節施策のⅠ、施策の基本的な方向1『公園・緑地等の創出と保全』は、人口

の緑の意味がすごく大きいのでしょうか。

本当の多様性のある緑という意味であって、これを読みかえるというかその後ろについていますので、公園施設整備の推進ということで、施設としてとらえる緑っていう感覚なのかと思いますがどうでしょうか。

《部会員》

先ほど、事務局に整理をしてもらいましたが、他の章との絡みもあるということでしたので、「計画的な都市空間づくり」の中に「エコアップ」というのをやらないかということで提案しています。

都市計画のいろいろな施工をする中で、エコロジカルな環境開発であるエコアップをやっている分野が、第1節の施策Ⅰの施策の基本的な方向1の主要な施策③として入れてみてはどうでしょうか。

《部会長》

③番目くらいに「エコアップ」って言葉を入れたらどうかということですね。

第2章との関わりがとても難しいですね。

第2章と第4章の中間に位置するような話ですので、第2章の情報をもらわなければわからないですね。

《事務局》

これについては、ご提案として頂戴したいと思います。

《部会員》

すみません。そのときには、「JHEP」についても含めていただければと思います。

「JHEP」というのは、例えば発注者が工事を依頼するとき、もしくは受注者が工事を遂行するときに、自然生態系に配慮したような工夫で審査される仕組みで、ある場所を開発するとしたときに、その場所の30年前の自然生態系を考慮し、50年先の自然生態系の状態がどうなっているかを評価するものです。

先ほどの「エコアップ」と「JHEP」を踏まえて検討していただきたいです。

《部会長》

他の部会員の方でなにか第1節の施策のⅠ、主要な施策の方向の1、主要な施策の①から第2節の施策のⅠ、主要な施策の方向の1、主要な施策の③までのところまでで、何か体系図に関わることや、主要な施策の考え方に少し盛り込みたいなどのご意見のある方はいらっしゃいますか。

《部会員》

日本の景観は、看板や電柱などにより壊されているものが多いと思うのですが、例えば地域の景観にそぐわない看板というものもあると思います。

大きな看板が空間をふさいでいるものもありますね。

登別の観光地にふさわしい景観として、まちづくりはこうあるべきだという方向について看板なども含めて打ち出せればよいと感じます。

《庁内検討部会部会長》

例えば、地獄谷の駐車場から大湯沼の間にあるガードレールは茶色です。

通常のガードレールがなぜ白色なのかというと、視認性を高めるためです。

しかしながら、環境省より国立公園内のガードレールは茶色系にすることとされていますが、ガードレール周りと同化してしまい、本来の目的を果たしていない状況です。

やはり国の機関ですので、我々のほうも「そうですか」ということで協議は終わってしまっていますが、果たして本来の目的とその景観への配慮とのバランスの問題はあると思いますが、現状ではそのような規制が働いています。

《部会長》

看板や店舗の景観制限については、企業のイメージカラーの問題もあり、商行為に関することなので、非常になかなか制限を加えにくいという感じはします。

《部会員》

登別は、比較的看板は少ないのではないのでしょうか。目立たないですよ。

登別には邪魔になるような、景観的に合わないような看板って目立たないと思います。

景観としての印象を与えるものとしては街路灯ですとか、インターロッキングの歩道ですとか、緑などがあるのではないのでしょうか。

《部会長》

今日の会議の冒頭で、事務局より思いを盛り込んでいくのか、体系図を修正していくのかということでしたが、この部分は、どちらかという思いを盛り込む方向でしょうか。

《部会員》

「こうなったらいいだろうな」という思いはどこか出てきますよね。ですから、どこかに思いを付け加えていきたいとか、そういうのが強いと思いますので、体系図の文言として問題は無いと思います。

《部会長》

主要な施策の考え方に、思いを盛り込んでいく形が現実的だと思います。

《庁内検討部会部会長》

庁内検討委員会の中では、頭を悩ませながら、第2期基本計画からは大きく変わっていませんが、考え方のほうで追加なり修正しながら考えているところです。

《部会員》

第2節の施策のⅠ、施策の基本的な方向1の主要な施策②「民間による公園・緑地の管理運営」とありますが、民間に公園の管理をしてもらうことは、市としてメリットはありますか。

市が直轄とするより、民間にやらせたほうがよいということなのでしょうか。

《庁内検討部会部会長》

公園の維持管理やクリーン&フレッシュ事業により、町内会の方々の力をお借りして、その地域の方々が公園を守っていただきながら、子供と大人が連携した中で緑の関係ですとか、啓発に将来的につながっていくのかなというようなことで、地域の方と力をお借りしていると、「協働」という言葉を使わせていただくとそういうことになってくると思います。

《部会員》

昔、失業対策事業というものがありませんでしたね。

また、シルバー人材センターもありますけども、昔のように働ける元気なお爺さんやお婆さんに、雇用促進を絡めて、その方々に仕事してもらおうというのはどうでしょうか。

《事務局》

今、お話していただいた中で、「民間による」という響きが民間企業というイメージを与えがちですが、意味合いとしては少し違います。

公園や緑地の創出や保全をしていく意識を醸成する意味ですとか、そういったものを高め、さらには地域の公園ですとかそういったものを維持管理することで得られる効果というところを少し見定めている部分というのがこの書かれ方なのかと思います。

例えば、この公園は、〇〇町内会で日常の除草や清掃をしていただく中で、地域の公園を大切にしていくことですか、またその姿を見る子供たちがその地域にある公園を大切にしていく心だとか、そういったところを醸成していく効果もある側面も含めています。

《庁内検討部会部会長》

初見では民間企業というイメージを持ってしまうということですが、公園の維持管理については、指定管理者ですとか造園業者により行われるところもありますし、町内会に燃

料代程度の交付金を交付して、公園の維持管理をお願いしている部分もありますのが、ここの民間という言葉は、町内会いわゆる市民をイメージしています。

《部会員》

高齢化社会に向けて、少しでも高齢者の活躍を促して、雇用促進のお金でももらえれば、孫にお菓子の1つでも買ってやれるのかなと、そういう雰囲気動きのほうがいいかと思えますので、昔のように失業対策を復活させても面白いと思います。

《事務局》

維持管理の手法の1つとして、そういった考え方も今の時代に合ってきていると思うところもありますので、非常に参考になる内容だと思います。

《庁内検討部会部会長》

「民間」という表現が「民間企業」だと誤解を招きますね。

《事務局》

「行政」という言葉に対となる意味として「民間」という言葉を使ったものですが、わかりにくい表現だと思いますので、この言葉づかいについては検討の余地があると思います。

《庁内検討部会部会長》

この部分の表現については、庁内で話し合います。

《事務局》

第2期基本計画でも、実は「民間」という言葉を使っていまして変わっていません。

「市民の目線になった公園管理を行った民間のノウハウを活用し」という言葉が第2期基本計画で出てきています。

《部会長》

それでは第2節のⅠ-1-③『みどりの保全と緑化の推進』というところまで、体系図については「エコアップ」の話以外はこのままでいいということですね。

あと、同じところまでに関して主要な施策の考え方のところで、何か盛り込みたい思いはありますか。

《事務局》

これまで議論を重ねて頂いた中で、景観ですとか緑に関して、どういった考え方で取り組むべきか、そういった方針を定めてやっていくかなどの考え方が出てきましたが、それは一つ一つの思いにはつながる部分にはなりませんので、そういったものは事務局として言葉を捉えながら本質的なものは逃さないようにしています。

《部会員》

コンパクトシティについては、国の動向を見ながら、当市の追従する考え方のスタイルを乗っけておけば、コンパクトシティも考えているのではないかと思います。

《部会長》

国の立地適正化計画に関わる部分は、今後10年どういう状況が発生するのが読めないでここを柔軟に捉えるような一文を入れて、後に必要になったときに、こういうものを盛り込んで計画を立てるといふ一文があれば動きやすいと思います。

《事務局》

これまでいろいろ発言していただいた内容の本質的なものは、当然体系図だけに終わりませんし、基本計画は文章になりますので、そういった中でもその中身を謳い込んでいくなど、そういった要素を逃さない形で文章化していきますので、骨になる体系図自体がそもそもNGになりますと、話が根底から変わってきますので、そうなってくると文章の物語自体が変わってしまいますので、骨になるいわゆる体系図についても皆さんにご議論いただいているというようなこととなります。

《部会長》

今日お話しする予定であった、第4章第2節のI-1-③というところまで体系図はこのままで、あとはそれに加えてエコアップと主要な施策の考え方に立地適正化計画を盛り込むかどうかですね。そういうかたちで、ここまではOKというところです。

次回は4章2節のI-2-①②③からまた議論を進めていきたいと思います。

次回の部会は10月28日となります。皆様お疲れ様でした。